◆第3次草津市食育推進計画の概要

○計画の根拠:食育基本法(平成17年法律第63号)第18条第1項

取り巻く社会情勢

(市町村食育推進計画)

国の課題と同様に、世帯構造の変化・暮らしの多様化による、食育・共食・バランスのとれた食事などへの意識向上にむけた課題、健康寿命延伸に関わる望ましい食習慣の形成などの課題が依然として見受けられる。

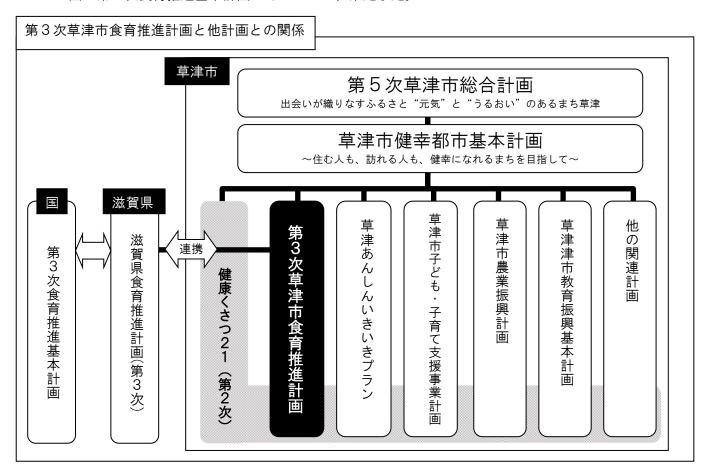
【国】第3次食育推進基本計画

(平成 28 年度から 32 年度まで)

⇒若い世代を中心とした食育、多様な暮らしに対応した食育、健康寿命の延伸につながる食育、 食の循環や環境を意識した食育、食文化の継承に向けた食育等を重点課題として、生涯を通じ た食育の取り組みを目指す。

【県】滋賀県食育推進計画(第3次) (平成30年度から34年度まで)

⇒国の第3次食育推進基本計画にもとづいて、策定予定。



◆計画の期間

計画の期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間とします。ただし、計画期間中に社会状況等の変化や計画の進捗状況等により、必要な場合は見直しを行うこととします。

≪各計画における計画期間≫

